

公益社団法人 日本保安用品協会 役員報酬等規程

平成23年3月30日制定

(理事会議決)

平成27年6月12日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本保安用品協会（以下「本協会」という）の定款第16条の規定に基づき、役員報酬および退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「役員」とは、定款第11条に規定する理事および監事をいう。
- (2) 「常勤役員」とは、理事のうち本協会を主たる勤務場所として本協会の職務に専念する者をいう。
- (3) 「非常勤役員」とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 「報酬等」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号に定める、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、その名称のいかんを問わない。次号に掲げる「費用」とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 「費用」とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）および手数料等の経費をいう。前号に掲げる「報酬等」とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員に対し、職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。非常勤役員は、無報酬とする。

- 2 常勤役員の報酬は年額（以下「年収総額」という）で定めるものとする。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の在職年数に応じて退職手当を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員全員の年収総額の合計は、1年度あたり1,000万円までとする。

- 2 常勤役員1人あたりの年収総額は1,000万円を上限額とし、各々の常勤役員の年収総額は、会長が理事会の議決を経て決定する。

(退職手当の額の決定)

第5条 常勤役員に対する退職手当の額は、退職時の年収総額を12で除した額に、勤続年数を乗じて算出した金額を上限額とし、会長が理事会の議決を経て決定する。これを数式で表すと、次のとおりとなる。

[退職手当の額の上限] = [退職時の年収総額] ÷ 12 × [在職年数]

- 2 前項の在職年数に1年に満たない端数が生じるときは、端数を12で除して在職年数を計算する。1ヶ月に満たない端数は、これを切り上げて1ヶ月とする。

(報酬等の額の決定にあたって考慮すべき事情)

第6条 前2条に基づいて常勤役員の年収総額または退職手当の額を決定するにあたっては、次の各号の事情を考慮して、不当に高額なものとならないようにしなければならない。

- (1) 民間事業者の役員の報酬等および従業員の給与
- (2) 本協会の経理の状況その他の事情

(報酬等の支払方法)

第7条 報酬は、月毎に支払うものとし、年収総額を12で除した額を、毎月25日に本人が指定する銀行口座に振込むものとする。ただし、支払日が金融機関の営業日でないときは、その直前の営業日に繰り上げて支払うものとする。

2. 退職手当は、当該役員の退任後速やかに、本人が指定する銀行口座に振込むものとする。

(費用)

第8条 役員がその職務を遂行するに当たって負担した費用について、精算支払の請求を行ったときは、遅滞なく支払うものとする。また、前払いが必要な費用については、前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成23年9月1日）から施行する。

改正附則

この改正規程は、この規程の改正を可決した、平成27年6月12日通常総会決議の日より施行する。